

埼玉縣の道路愛護

竹 内 常 八

悪路埼玉の、汚名を雪ぐべく、當局は堅忍克く、改良に將又修理に、献身的努力を、惜まざるも、利根、荒川の治水事業に、累次の、水災に依り、縣財政は、疲弊甚しく、爲めに勢ひ道路は壓迫せられ、其の維持修繕費の如きも、押して知るべきで、然かも本縣は帝都に隣接せる關係上、隣縣は固より東北地方より管内を、通過するもの頗る多く、國道、指定並重要府縣道の大部分は、本縣内交通者を、遙に凌駕するの狀況で、旁交通量は、年々歳々驚くべき激増を來し、到底路面の保全期し難く、此に於て乎、本縣に於ても遲滞ながら、昨年六月知事の告諭發布と共に、別記の如き道路愛護獎勵規程並之れに關聯せる、道路愛護會準則等を制定し、爾來銳意事業團體の、結成方彥憑に努めたる

に、支那事變勃發の折柄とて、最初は頗る困難の狀況にありしも、漸次其の趣旨も了解せられ、現在では愛護會組織團體百六十、其の會員四萬六千八百十五名に、達するを得たり。

尙一方道路愛護思想の普及、愛護會結成並作業實施の、促進を圖り、併せて交通上の、知識を深むる爲め、昨年十一月下旬より、東京市所在交通知識普及映畫會映畫の、幹旋並縣より、其の經費に對し幾分の、補助を爲し、尙映畫の内容は、大部分トキーにして、縣内及他府縣に於ける道路愛護作業、縣内道路改良工事の實況、道路工夫作業の狀況、道路愛護劇及交通訓練事故防止等を、事變ニュース、名勝史蹟、漫畫等の間に織り込み、又フィルム入替の合間

には、愛國行進曲、軍歌等のレコードを利用し、觀衆に些の倦怠をも、覺えしめざるの仕組を、爲したる處時局に相應し、出征家族慰問を兼ね、開催したるもの本年四月上旬迄に、九十八箇所を算するに至り、此來會者十二萬五千九百十五名、内出征家族は相當多數に及べり。

右映畫會は大體に於て、時間が勵行せられ、發聲の具合も、毎日の巡回移動にも、拘はらず全く故障なく、映畫も相當鮮明で、且つ映畫關係者も、終始緊張従事したる爲め、到處好評を博し、第一回の巡回は此所で、一先つ打切り、追て第二回目の巡回を企てる見込なり。

縣に於ても、此機會を利用し、國民精神總動員に關聯せる、協力奉仕作業の一としても、道路愛護の必要あるを、宣傳したるに、其の依つて齎らしたる效果は相當見るべきもありたり。

即ち本年二月末日迄に、作業實施を爲したるもの、九十團體此の従業者は、實に一萬五千九十名にして、其の作業道路の延長は三百八十六軒餘に及び、右は管内國道、府

縣道の、六分の一強に相當し、又直接提供したる材料其の他は、二千餘圓に及びたり、仍て右作業實施團體中業績優良なるもの七十四團體に對し、昭和十二年度に於て、夫々獎勵金を交付したり。

作業に従事したる愛護會員の大半は、青年團員にして、次は世帯主、在郷軍人會、農事組合員等なるも、殊に珍らしきは、消防組員なり、大體出役するものは、主に青年男子なるも、時局柄婦女子の参加も、不尠中には、五割以上出勤せし箇所もありたり、尙小學兒童の應援する向も、相當多かりき、右出役青年團員中には、勤務先なる工場を、二日休み、或は世帯主中にも、人夫として傭はれ居たるを、一日休み従業したるもの、又其の日の業務を、休まざる關係上朝六時より二時間作業を、爲したる團體もある等、眞に涙含ましき事實もありたり。

之れは愛護會を、組織しあらざるものなるも、本庄中學校の如きは、數年來より本舍前交通最も多き、府縣道を相當長距離に互り、隨時維持修繕の奉仕を爲しつゝあり、又

天理教の郡或は町村單位の、支會部に於て、之れも數年來より、毎年五月十八日を、ひのきしんデーと稱し、其の日は早朝より夕刻迄道路修理を、行ふなど道路愛護の念は、漸次縣民に深まりつゝあり。

今農村に於ける、愛護會の模範的作業次第並町場に於ける、道路愛護會組織に就て、町民に告げたるところの一端を、掲記すれば左の如し。

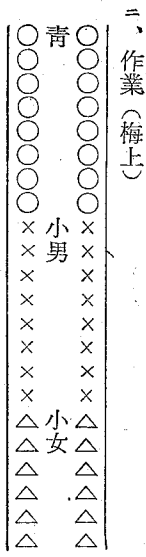
比企郡小見野村道路愛護會作業次第

- 一、集 合 (小學校奉安殿前)
- 二、開會の辭
- 三、國旗掲揚
- 四、國歌奉唱
- 五、宮城遙拜
- 六、訓 示
- 七、愛護會歌合唱 (別記のもの)

- 八、服裝點檢
- 九、作業開始

- 1. 作業始め
- 2. 支部長指揮

- イ、所定の位置へ上着をとる
- ロ、整列 (用具を持つ)
- ハ、駈歩 (作業區域へ) 副支部長建札持參



各支部順次之に做ふ。

ホ、用具及方法

種 別	作 業	用 具
青年團	修理 砂 利 敷	助籠、手鋏、シヨベ
小學校男	道芝のふるき出し、 運搬、手入	ルリヤカー
同 女	後を掃く、水を撒く	手鋏、リヤカー
		箒、バケツ、如露

一〇、作業終了（支部長は擔當區の終了を團長に報告）

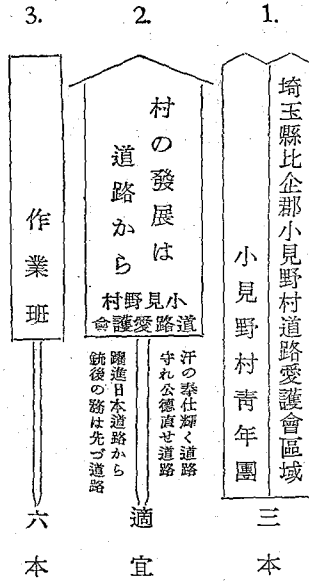
一一、終つて（慰勞會）

神刀劍武術

見學者 — むしろ

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 實演者

〇準備すべきもの



〇道路愛護會々歌（勇敢なる水兵の曲）

一、勇武の兵は外に在り 銃後の民は内を守る

時國艱の眞最中に 擧ぐるは國力産業ぞ

二、資源は土に埋もれど 出だすに道路の悪ければ

國家に報ゆる産業の 民の至誠も難からん

三、いざ愛護らなん村の道 さては國道府縣道

小見野の里の隅々に 現はせ奉仕の赤誠を

四、精出せ汗出せ道直せ 惡道惡路を改めよ

國の榮ゆる源は 文化を繋ぐ道路ぞかし。

〇設立の報告

入間郡飯能町道路愛護會組織に就いて町民各位に告ぐ

道路のことは、毎日歩いて居ながら其の恩になれて、

皆平氣で居りますが、道路は社會文化の發展、地方産業の興隆に、至大な關係を持つてゐるのであります。

從來本町では、道路改良維持に、銳意力を竭して参りましたが、文化の進むにつれ交通は、益々頻繁となり、

本町内の府縣道六路線、此の延長一三、七〇〇米、町村

道一、〇四一路線、此延長三五、三〇〇米となりました。

此の道路の改善は限りある人員と、經費だけでは、容

易に其の完璧を期し難いのであります、それ故各位の自

治協同の精神と、熱烈なる道路愛護の精神とにより、此

文明の利器たる道路をして、益々立派に育て、行きかゝりと存じまして、今回縣の指示に基いて、道路愛護會を組織した譯であります。

○實施事項

一、道路清掃朝夕の手入の、行届いた道は、之に接する家、其の宇の氣風が、偲ばれて快く感ぜられます。自宅前は道路も、庭の内と心得て、よく掃いて下さい。掃く時は塵芥だけを除いて、土砂は凹い所に、埋めて下さい。

二、路上障碍物除去 道は公のもの、路面に障碍物を、置いて他人の迷惑にならぬ様、お互ひに注意させよう。

三、道路修理 道路の破損も、小さい内に繕へば、大破に至らないで済みます。道が壊れたら個人で修理したり、組内で繕ふて頂きたいのです。縣道と雖もよく手入れをすれば、縣は非常に喜ばれます。遠慮なく御世話を願ひます。

四、雪掃、降雪は道路を損傷します、踏み固めぬ内に掃

いて下さい。

五、側溝下水の浚渫、雜草刈取

六、道路知識の普及 道路に關する知識を、得ることは

愛護の方法を、修得する上に必要でありますから其の方法を講じます。

以上大要を記述しましたが、要するに道路を愛護することとは、思ふ許りでなく實際に行はねば、何にもなりません、勿論役場もやるのですけれども、町民の自治的な活動を期待するのであります。

各位には此趣旨を、御了解の上、實績の擧がる様御盡力を御願ひ致します。

○道路愛護獎勵規程(昭和十二年六月四日 埼玉縣告示第四二八號)

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ノ普及シ國道府縣道ノ維持保全ヲ期スル爲道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優良ナルモノニハ本規程ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ヘキモノハ市町村、青年團在郷軍

人分會、消防組、戸主會、道路愛護ヲ目的トスル團體等市町村若ハ其ノ一部ヲ區域トスル團體トス

第三條 道路愛護會ヲ組織シタルトキハ別紙様式ニ依リ所轄市町村長及土木事務所長ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

第四條 道路愛護會ノ作業方法ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 道路愛護會ハ作業着手前所轄土木事務所長ヲ經テ知事ニ

報告スヘシ

(様式)

○道路愛護會組織屆

一、團體名

二、地 域

三、團體組織ノ概要

イ、組 織

ロ、團體人員數

四、會則(別記ノ通り)

右及御届候也

年 月 日

何那市町村何々(青年團等)
在郷軍人分會等

代表者 氏 名

埼玉縣知事 氏 名殿

備考

一、團體名 道路愛護會ノ名稱ヲ記載スルコト

二、地 域 市町村ヲ區域トスルトキハ「何市町村一圓」ト
大字ヲ區域トスルトキハ「大字何々一圓」ト記載スルコト

三、團體組織ノ概要

イ、組 織 各種團體聯合ノ場合ハ其ノ團體名ヲ、其

ノ他ノ場合ハ組織ノ概要ヲ記載スルコト

ロ、團體人員數 各種團體聯合ノ場合ハ各種團體別ノ人員

ヲ其ノ他ノ場合ハ總人員ヲ記載スルコト

道路愛護會準則

(昭和十二年六月四日
埼玉縣告示第四二九號)

第一條 本會ハ道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ヲ普

及シ區域内ノ國道府縣道ノ維持修繕作業ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ何々道路愛護會ト稱シ事務所ヲ何々ニ置ク

第三條 本會ハ何市何町村(又ハ何々)ヲ區域トシ其ノ區域内ノ何

々(青年團員、在郷軍人分會員等)ヲ以テ組織ス

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長 一 人

副會長 一人

評議員 若干名

幹事 若干名

第五條 會長ハ何々、副會長ハ何々ヲ以テ之ニ充テ（又ハ會員ノ

互選トシ）其ノ任期ハ何年トス

評議員ハ會員ノ互選トシ其ノ任期ハ何年トス

幹事ハ會長之ヲ囑託ス

第六條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ本會ノ事業及收支豫算ニ關スル事項ヲ評議ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第七條 本會ハ別ニ定ムル受持區域ニ依リ常ニ道路愛護作業ニ努

ムルノ外毎年少クトモ四回（二月、五月、八月、十一月）一定ノ

期日ヲ定メ會員總出ニテ道路ノ維持保全ニ必要ナル大作業ヲ行

フモノトス

第八條 本會ノ經費ハ獎勵金又ハ寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ

○道路愛護會作業方法（昭和十二年六月四日制定）

第一、路面ノ維持修繕ハ大體左記ニ準據スルコト

說苑

一、路面ノ凹凸ハ之ヲ削リ搔均シ常ニ弧形ヲ保タシメ水溜ヲ生セサル様注意シ排水ヲ充分ナラシムルコト

二、路面ニ大ナル凹所又ハ洗ヒ堀ヲ生シタルトキハ先以テ素地ヲ打チ起シ砂利及眞土ヲ補足シテ馴染ヨクシ適度ノ蒲鉾形ニ仕上クルコト

三、路面ノ車跡間及兩側ニ盛上リタル砂利又ハ其ノ他ノ砂利ヲ持込ミ高低ナク搔キ均スコト

四、路面ニ露出セル玉石、栗石、木根等ハ之ヲ取除キ砂利及眞土ヲ以テ跡埋シ突固メラナスコト

五、修繕スヘキ破損箇所泥濘ナルトキハ泥土ヲ除去シ良質土及砂利ヲ混合使用シ修理スルコト

六、路面又ハ側溝上ニ落土アルトキハ之ヲ除却スルコト

七、雜草木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ浚渫泥土等ヲ實用路面ニ搬出セサル様注意スルコト

八、路肩若ハ路面ニ繁茂スル雜草ハ實用職員ヲ狹ムルノミナラズ自然濕氣ヲ含ミ路面ノ破損ヲ來スヲ以テ之ヲ芟除スルコト

九、之等雜草芟除ハ結實前又ハ夏季土用中ニ行フヲ最良トス

此スルコト

第二、排水手當ハ大體左記ニ準據スルコト

一、側溝、溝橋、水拔等ニ漂流物、泥土、雜草、落葉等ノ障害物入り込ミ排水不良ナル箇所アルトキハ充分掘リ浚ヒ障害物ハ之ヲ除却シ通水ニ支障ナカラシムルコト

二、山地又ハ道路附近カ濕地ノ場所ニ於ケル側溝ハ深幅トモ特ニ大ニスルコト

三、降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク區域内ヲ巡視シ水溜リ其ノ他排水不良ノ箇所ニ對シ相當手入レヲナスコト

四、側溝ノ設ナキ箇所ハ附近適當ノ水路ニ通スヘキ排泄路ヲ設クルコト

第三、橋梁及溝橋ハ大體左記ニ準據スルコト

一、橋板ハ泥土塵芥ノタメ腐朽スルヲ以テ常ニ橋面ノ掃除ニ注意シ濕氣ヲ去リ乾燥ニ努ムルコト

二、土橋ハ橋面ニ雜草ヲ生セサル様注意スルコト

三、橋梁、溝橋等ト道路トノ取付箇所ニ高低ヲ生スルハ交通上支障アルノミナラス危險ヲ伴フヲ以テ隨時高置又ハ切下ヲナスコト

四、降雨出水ノ場合ハ區域内ヲ巡視シ河水其ノ他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁、溝橋等ノ危險豫防及通水上必要ナル措置ヲナスコト

第四、前各項ノ外左記事項ニ留意スルコト

一、諸車、木材其ノ他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ作業場、物干場等ニ使用スルカ如キ交通上妨害トナルヘキ行爲ヲ爲サシメサル様常ニ注意スルコト

二、道路ヲ無斷占用シ家屋其ノ他ノ物ヲ建設スルカ如キ者ナキ様注意スルコト

三、道路ノ維持若ハ交通ノ障害トナルヘキ竹木ハ適當ナル枝打又ハ伐採ヲナスコト(此ノ場合ハ所有者ノ承諾ヲ得ルコト)

四、道路元標、道路標識其ノ他道路ニ附屬スル施設ノ保護ヲナスコト

五、出水等ニ因リ道路、橋梁等破壊ノ虞アル場合ハ直チニ所轄土木事務所ニ報告シ保員ノ指揮ニ從ヒ防備ニ盡スコト

六、交通杜絶ノ箇所ヲ生シタルトキハ直チニ所轄土木事務所ニ通知シ協力シテ應急ノ措置ヲ講スルコト

七、道路、橋梁、溝橋等大修繕ノ要アリト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木事務所ニ報告スルコト

第五、會員ハ隨時所轄土木事務所員ノ立會ヲ求メ最モ經濟的ニシテ効果的ナル作業方法ヲ研究實施スルコト

第六、會長ハ作業日誌(左記様式)ヲ作製シ翌月五日迄ニ前月分ヲ所轄土木事務所長ニ提出スルコト

(様式)

作業日誌(昭和 年 月 分)

何々道路愛護會

月日	道路種別	路線名	作業場所	作業種類	延長	作業人員	作業時間	摘要

○道路愛護獎勵規程取扱手續(昭和十二年六月四日 埼玉縣訓令第一三號)

- 第一條 土木事務所長ハ道路愛護獎勵規程第三條ノ屈出アリタルトキハ其ノ實況ヲ調査シ一月以内ニ第一號様式ノ現況調査表ヲ作製シ知事ニ報告スヘシ
- 第二條 土木事務所長ハ道路愛護會ヲシテ其ノ區域ノ起終點ニ第一號様式ノ標柱ヲ建設セシムヘシ
- 第三條 土木事務所長ハ道路愛護獎勵規程第五條第二項ノ報告アリタルトキハ實況ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ
- 第四條 土木事務所長ハ常ニ道路愛護會ノ事業ヲ指導督勵シ其ノ區域内ノ道路ニ對スル公共心ノ厚薄及道路維持修繕ノ狀況ヲ視察シ其ノ成績ヲ考査スヘシ

說 苑

第五條 土木事務所長ハ成績優良ト認ムルモノニ就キ第三號様式

ニ依リ事績調書ヲ作製シ毎年十二月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ
前項ニ依リ事績ヲ調査スル期間ハ毎年十二月一日ヨリ翌年十一月末日ニ至ル一年間トス

(第一號様式)

道路現況調査表 (昭和 年 月 日現在)

何那市町村

何々道路愛護會

道路種別	路線名	作業ノ場所	延長	幅員	平時ニ於ケル		交通量	地質
					乗合自動車	貨物自動車		
國道								
府縣道								
同								
計								
合計								

(其ノ一)

(其ノ二)

道路種別	路線名	路面ノ狀況	排水設備ノ狀況	交通障害物 整理ノ狀況
國道				
府縣道				
同				
同				

(第二號樣式)

一團體名

一米八〇糎

(表)

何郡市町村道路愛護會區域

(橫)

從是(國)府縣)道東
北西)何軒何米

(表)

年 月 日 建 之

(樣式)

何郡市町村

何々道路愛護會

第一 道路愛護思想普及ノ狀況

(施設シタル事項ノ概要及其ノ成績ヲ記載スヘシ)

第二 道路修繕ノ實績

(一) 作業狀況

合計	月日	路線名	延長	從業人員	從業實人員	一日ノ從業時間	作業方法	概要
				男 女 少年 少女	男 女 少年 少女		從業時間 及 其ノ 方法 種類 等	

備考

1. 一團體ニシテ二以上ノ路線アル場合ハ路線毎ニ小計シ最後ニ合計ヲ附スルコト

2. 月日欄ハ作業初日及最後ノ月日ヲ記載スルコト

3. 從業延人員ハ一日八時間從業スルモノトシテ計算スルコト

4. 從業方法ハ例ヘハ「五日目交代トシ一日五十人宛從業」

又ハ「區域ヲ定メ分擔作業ヲ爲ス」等ト記載スルコト

(二) 經費支出ノ方法

費	途	金	額	財	源	支	出	方	法	備	考
計											

備考

1. 各費途別ニ記載スルコト(例へハ器具費何圓、工費用材

奈良縣の道路愛護

料費何圓ノ如シ)

(三) 道路ノ狀況

道路種別	路線名	路面ノ狀況	排水設備ノ狀況	交通障害物整理ノ狀況

道路愛護

奈良縣に於ける道路愛護會は、年と共に隆盛に赴き、地

元住民の理解に依り、現在團體數三三一、會員數二八、七

一人作業届出道路延長は、國道及府縣道に涉り、延長一

〇六杆三三四にして、縣下國府縣道總延長の、八割七分に

該當す。

愛護作業

昭和十二年に於ける道路愛護作業は、熱誠なる勞力奉仕

に依り、作業せる團體數一五五、此の道路延長五四六杆一

六六、作業延人員三五、四八九人、一日八時間作業に換算

奈良縣廳土木課